

国土交通省 同時公表

平成22年12月7日

『電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための
充電設備設置にあたってのガイドブック』の公表

～充電設備を新たに設置しようとする方が検討すべき事項や注意すべき事項～

経済産業省及び国土交通省は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及に備えて、充電設備を新たに設置しようとする方が検討すべき事項や注意すべき事項について、関連企業・団体等の協力を得つつ、別添の通り「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」を作成いたしましたので、お知らせいたします。

1. エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、我が国は、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%を目指すこととしております。また、そのためのインフラ整備として、2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指しております。

※エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004657/energy.html>

2. 一方で、充電設備を新たに設置する場合には、その設置場所の形態等によって検討すべき事項や注意すべき事項が異なります。
3. このため、経済産業省及び国土交通省は、関連企業・団体等の協力を得つつ、充電設備の設置に関する現時点での情報を取りまとめ、充電設備を新たに設置しようとする者の参考となる「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」を作成いたしました。
4. 経済産業省及び国土交通省は、次世代自動車の普及目標達成に向け、本ガイドブックの周知等引き続き必要な取組を進めてまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課電池・次世代技術室長 辻本

担当者：川口、松垣

電話：03-3501-1511（内線 3831～6）

03-3501-1690（直通）